

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情6第18号	受理年月日	令和6年8月2日
件 名	民営化によって新たに生じた、日々の保育サービスにおける重大な公私間格差（オムツ無償処分・保育ICTシステム提供）是正の経過措置を要望する陳情		

【陳情の趣旨】

目黒区立の保育園においては、以下の2点のサービスが全園に導入され、保護者及び保育者の負担軽減につながり非常に好評だと伺っております。

1. 使用済みオムツの保育園での処分の無償提供
2. 保育ICTシステム「CoDMON」の導入（令和4年4月～）

しかしながら、平成25年4月に策定された「区立保育園の民営化に関する計画」に沿って民営化された園では、上記の2点のサービス提供の対象外となっており、利用者・保育者ともに不便を強いられております。

区では民営化に際して、延長保育の長期化等のメリットを強調していましたが、延長保育などは全ての家庭が利用するものではなく、そのメリットは限定的です。それに対して、毎日の連絡帳をいまだに手書きで複写式の紙に記入しなければならない、使用済みオムツを園で処分してもらうためには毎月追加の費用を払わなければならない、という、全ての利用者の生活に多大な影響があるサービスが区立園では提供されているのに民営化園では受けられないというのは非常に大きなデメリットになっていると言わざるを得ません。

民営化さえされていなければ、区立保育園のままこれらのサービスを受けられることができていたと考えられ強い不公平感を感じています。昨今の区立保育園の利便向上の成果を聞けば聞くほど、それらの新しいサービスが受けられず取り残されている現状を悲しく感じます。これは、民営化を契機とした新たな公私間格差が生み出されてしまっている状況です。

保育園の民営化に際して、区民からは質の高い保育サービスが引き続き提供されるのか、運営事業者の営利追及により結果的に保護者に不利益がもたらされることを懸念する声が多くありました。実際に今、これらが現実のものになってしまったと言わざるを得ません。

上記1の使用済みオムツに関しては、令和5年に厚生労働省から園での処分を推奨する通達が出ております。この通達では実費徴収は問題ないとはされていますが、区立園が公費で処分されているのに民営化園では実費徴収とされているのは不公平です。日々の保育料だけでも負担に感じている家庭が多い中、衛生面でも必須と思われるサービスに追加課金される状況には納得がいきません。

上記2の保育ICTシステムについては、導入により連絡帳の手間が軽減されるという利便性の問題に留まらず、安全性に直結する問題です。令和4年9月の静岡県牧之原市の通園バスへの園児置き去りの事件、令和5年9月の岡山県津山市の車内放置死（祖母が子供を乗せた後保育園に送るのを忘れて9時間以上放置、

熱中症で死亡）は記憶に新しいですが、これらの事件は当該園児が予定時刻に登園していないことに関して園側から確認の連絡が1本あれば、置き去りが発覚し最悪の事態が防げていた可能性があります。

システムが導入されている園であれば、事前利用申請時刻に登園・チェックインされていなければシステム側からアラートを送ることにより園が即座に把握・対応することができますが、導入されていない園ではそれができず、人による確認になります。保育士の方が、全園児のその日の登園予定時間（保護者のシフト勤務等により日々登園時間が変わる園児もいる）を把握し不在を認識するまでには時間がかかります。最低限の人員で目の前の子供の対応に追われる中、いない園児に気づくまでには時間がかかるでしょうし、確認の連絡もおそろしくなることが懸念されます。「今日は8時15分に登園しているはずの○○ちゃんが8：30現在まだ来ていない」ということに対して園が速やかに把握・確認を行える基盤があることは園児の命を守ることにつながります。

園バスや自動車登園の放置事件は目黒区ではありません起きないケースかもしれません、例えば、保護者双方がお互い相手が登園させたと思い込んで、エアコンを消した真夏の家に子供を放置して熱中症になってしまうケースなどは想定されると思います。

実際にシステムがない園に通っていると「あれ、今日お迎え○時でしたっけ？」と言われ保育士の方が登園・退園時間を勘違いしているケースが多くあります。やはり連絡帳やホワイトボードから、全園児の在園時間を正確に把握することは不可能と実感しています。システムの有無で命が助かるかどうかの分水嶺になることも想定され、単なる利便性ではなく命の問題として、速やかに対処頂きたいと思います。遅刻や当日欠席の多発といった、虐待・ネグレクトや保護者の鬱の兆候の把握にも有効とも聞きます。不幸な事件を防ぐためにも、行政としても導入を後押しすべきものではないでしょうか。

他のメリットとしては、記入者・確認者が両親のどちらかに固定化されやすい紙ベースのものに比べて両親双方の入力・閲覧の敷居が下がり双方の育児参加も促すなど男女の育児共同参画の面でもメリットしかありません。

上記1、2いずれもサービス提供自体の敷居は高くなく、費用面の課題さえ解決できれば迅速に提供しうるものだと考えております。民間の事業者がこれらの費用負担を自主的に行う見込みは薄く、このままでは解消の見込みがないと思われます。

区は、過去に民営化した園に関して利用者の不利益が生じていないか注視し、フォローアップする義務があると考えます。これらの不利益が実際に起きている現在、速やかに解消することが求められます。せめて民営化10年間程度の一定期間、経過措置としてこれらを是正する措置をとって頂けないでしょうか。それにより、今後予定されている区立園の民営化に対しても区民の理解が得られやすくなると思いますので、ご対応をお願いしたいと考える次第です。

【陳情事項】

平成25年4月に策定された「区立保育園の民営化に関する計画」に沿って民営化された園において、区立保育園同様に以下の2点のサービスが提供されるよ

う、区で助成・提供を行う経過措置をとつて頂きたく陳情を提出する次第です。

- 1 使用済みオムツの保育園での処分の無償提供
- 2 保育 I C T システム「C o DMON」等の導入